

## 建設発生土の民間受入地の募集について

### 1. 募集の趣旨

津建設事務所で発注する公共工事に伴い発生する建設発生土について、「建設発生土の民間受入地の公募要領」に基づき、無償で受け入れが可能な民間受入地を募集します。

### 2. 搬出する予定建設発生土の概要

別表のとおりです。

なお、別表の内容について、必要に応じて更新（追加・変更・削除）します。

### 3. 応募要件

#### (1) 応募できる方

ア 建設発生土を無償で受け入れることができる土地を所有している方又は土地を所有している方から受け入れについて同意を得ている使用者の方。

イ 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない方。

#### (2) 土地の要件

##### ア 所在地及び規模

津市内（津建設事務所管内）にある、500 m<sup>2</sup>以上の土地。

##### イ 関係法令手続き

建設発生土の受入時点において、受け入れに伴い必要な関係法令の手続きが完了している土地。

- ・農地法（農地転用許可）
- ・砂防法（砂防指定地内の作業許可）
- ・都市計画法（開発許可）
- ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（急傾斜地崩壊危険区域内の作業許可）
- ・地すべり防止法（地すべり防止区域内の作業許可）
- ・河川法（河川占用許可）
- ・自然公園法（申請、届出等）
- ・森林法（保安林内作業許可、林地開発許可、伐採届出書）
- ・その他必要となる法令、条例等

##### ウ 受入土量

500m<sup>3</sup>以上の建設発生土の受け入れが可能な土地。

##### エ 搬入路

受入地まで建設発生土の運搬車両（10 t 車）の搬入路が確保されて

いる土地。

オ その他

- ・申請者自らが所有しているか、または所有者が受け入れについて同意した土地。
- ・隣接する土地と境界等で問題が生じない土地。
- ・暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者の所有する土地でないこと。

#### 4. 募集期間及び応募方法

##### (1) 募集期間

平成30年3月15日 ～ 平成32年3月31日

##### (2) 応募方法

次の書類を津建設事務所工事統括課まで、提出してください。

(事前審査あり)

ア 建設発生土受入地登録申請書(様式-1)、「建設発生土を受け入れるにあたっての承諾事項」(別紙)及び添付資料

##### 【添付資料】

- ① 関係図面(位置図、平面図、縦断図、横断図、土砂等流出防止施設の構造図等)
- ② 受入地が判別できる写真
- ③ 受入地への進入経路を示した図面
- ④ 土地の権原を有することを証するもの(土地登記簿等の写し)原本確認が必要)
- ⑤ 土地所有者の同意書(申請者と土地所有者が異なる場合)
- ⑥ 申請者の本人確認できるもの(代理申請の場合)委任状と受任者の本人確認できるもの(運転免許証の写し等)

#### 5. 応募後の扱い

- (1) 申請いただいた土地は審査のうえ、建設発生土の受入地の候補地として適していると認められた場合は、「建設発生土受入地登録通知書」により通知します。
- (2) 登録有効期間は登録日より最長2年までとします。
- (3) 登録された土地に、津建設事務所が発注する工事に伴い発生する建設発生土を搬入する場合は、当該土地の申請者の方に「受け渡し通知書」により通知します。
- (4) 審査等にあたっては、現地立会及びヒアリングを実施する場合があります。

#### 6. その他の留意事項

- (1) 建設発生土の搬入は、津建設事務所(公共工事の受注者)が行います。ただし、受入地における敷均し、締固めは、原則として必要に応じて申請者で行ってください。また、受入地の管理については、搬入中も含めて申

請者で行ってください。

- (2) 受入地登録を継続する場合や登録申請内容に変更が生じた場合は、「建設発生土受入地登録 {継続・変更} 申請書 (様式-4)」を津建設事務所工事統括課まで、事前に連絡のうえ提出してください。内容を審査のうえ認められれば、登録内容の変更を行います。
- (3) 受入地において廃棄物の不法投棄が確認された場合は、建設発生土の搬入を中止し、関係機関に連絡します。
- (4) 建設発生土の搬入が完了した場合は、申請者の方に「受け渡し完了通知書」により通知します。
- (5) 建設発生土の受け入れにあたり、別途工事が必要となる場合などは事前にご相談ください。
- (6) 「建設発生土受入地登録通知書」が通知された場合でも、建設発生土の搬入ができない場合もあります。
- (7) 以下の項目については申請者による対応をお願いします。
  - ・ 関係法令の手続き
  - ・ 隣接土地所有者との調整
  - ・ 周辺住民との調整
  - ・ 利害関係者等との調整
- (8) 別紙「建設発生土を受け入れるにあたっての承諾事項」を確認のうえ、厳守してください。
- (9) 建設発生土受入地の登録を削除したい場合は、「建設発生土受入地登録削除申請書 (様式-7)」を津建設事務所工事統括課まで、事前に連絡のうえ提出してください。
- (10) その他記載のない事項については、必要に応じて津建設事務所と申請者が協議の上、決定することとします。

## 7. 問い合わせ及び提出先

三重県津建設事務所工事統括課

T E L 059-223-5209

F A X 059-227-8993

(別表)

搬出する予定建設発生土の概要

平成30年3月時点

工 事 名	発生場所	予 定 発 生 土 量 (m <sup>3</sup> )	おおよその土質	搬出予定時期
一般国道163号 (片田BP)道路 改良工事	津市片田井戸町	1,000	粘性土	平成30年4月～ 平成30年7月
(一) 上浜高茶屋 久居線道路改良工 事	津市栗真町屋町	2,000	砂質土	平成30年4月～ 平成30年7月
(一) 草生窪田津 線(平野橋)橋梁 耐震工事	津市一身田平野	1,000	礫質土	平成30年4月
二級河川安濃川 河川堆積土砂撤去 工事	津市芸濃町雲林院	1,000	砂質土	平成30年11月 ～平成31年2月
二級河川穴倉川 河川堆積土砂撤去 工事	津市安濃町今徳 ～連部	3,000	砂質土	平成30年11月 ～平成31年2月
二級河川安濃川 河川堆積土砂撤去 工事(その1)	津市納所町	7,500	砂質土	平成30年3月 ～平成31年9月
二級河川安濃川 河川堆積土砂撤去 工事(その2)	津市納所町	6,500	砂質土	平成30年3月 ～平成31年9月
二級河川天神川 河川堆積土砂撤去 工事	津市高茶屋小森町	1,500	砂質土	平成30年11月 ～平成31年1月
一級河川長野川 河川堆積土砂撤去 工事	津市稲葉町	2,500	砂質土	平成30年11月 ～平成31年1月
一級河川榊原川 河川堆積土砂撤去 工事	津市久居一色町	2,000	砂質土	平成30年11月 ～平成31年1月
一級河川波瀬川 河川堆積土砂撤去 工事	津市一志町波瀬	1,500	砂質土	平成30年11月 ～平成31年1月

一級河川大村川 河川堆積土砂撤去 工事	津市白山町上ノ村	1,500	砂質土	平成30年11月 ～平成31年1月
一級水系雲出川水 系大谷川堆積土砂 撤去工事	津市美杉町下之川	2,000	砂質土・玉石	平成30年11月 ～平成31年1月
一級水系雲出川水 系神河川堆積土砂 撤去工事	津市美杉町八知	2,000	砂質土・玉石	平成30年11月 ～平成31年1月

\*今後、上表の内容について、必要に応じて更新（追加・変更・削除）します。